

## 平成 23 年分 給与所得の源泉徴収票について

平成 22 年度税制改正により、扶養控除の対象となる扶養親族の範囲が年齢 16 歳以上の扶養親族（以下「控除対象扶養親族」といいます。）とされ、年齢 16 歳未満の扶養親族（以下「年少扶養親族」といいます。）に対する扶養控除が廃止されたことに伴い源泉徴収票の様式が変更となりました。

### ○ 平成23年分 給与所得の源泉徴収票（所得税法施行規則 別表第 6（1））

平成23年分 給与所得の源泉徴収票																									
支払 を受け る者	住所 又は 居所														氏名	(受給者番号)									
															(フリガナ)										
種別		支払金額				給与所得控除後の金額				所得控除の額の合計額				源泉徴収税額											
		円				円				円				円											
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						障害者の数 (本人を除く。)		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険の控除額		住宅借入金等特別控除の額							
有	無	従有	従無	老人	特定	老人	その他	特別	その他	内	人	内	人	千	円	千	円	千	円						
					人	人	人	人	人																
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額										円															
居住開始年月日										国民年金保険料等の金額															
										円															
										配偶者の合計所得															
										千															
										円															
										個人年金保険料の金額															
										千															
										円															
										旧長期損害保険料の金額															
										千															
										円															
扶16歳未満親族未成人		未成年者	外国人	死亡退職者	災害者	乙欄	本人が障害者		寡	婦	寡	勤労学生	中途就・退職			受給者生年月日									
							特	その他	一	特		夫	勤	就	退	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日
							別		般	別															
支払者	住所(居所)又は所在地																								
	氏名又は名称																								
(電話)																									

※ 太枠で示した箇所が変更部分となっております。

- (1) 「扶養親族の数（配偶者を除く。）」欄が「控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）」欄になり、扶養控除の対象となる扶養親族の数を記載します。
- (2) 摘要欄に「16歳未満扶養親族」欄が追加になり、年少扶養親族の数を記載します。